

平成29年度第1回 認知症対策検討会 次第

日時 平成29年6月23日（金）午後8時から

会場 佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成28年度認知症施策推進事業報告について（公開）
- (2) 平成29年度認知症施策推進事業計画について（公開）
- (3) 認知症高齢者等の運転対策について（公開）
- (4) その他（公開）

3 閉 会

第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に向けた認知症施策について

【認知症施策の位置づけ】

市：第6期佐倉市高齢者福祉・介護保険計画（平成27年～29年度）の重点施策

国：厚生労働省-認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）

認知症に関する改正法の内容（平成30年4月1日施行）

- ア 国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。 （介護保険法第5条の2第1項関係）
- イ 国及び地方公共団体は、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び認知症である者を現に介護する者の支援その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。 （介護保険法第5条の2第2項関係）
- ウ 国及び地方公共団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するに当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならないものとする。 （介護保険法第5条の2第3項関係）



第7期計画（平成30年～32年度）においても、国が示す新オレンジプランに掲げる基本的な考え方である「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現」のために、各種施策を推進します。

「認知症にやさしい佐倉」の実現に向けて



認知症にやさしい佐倉

- （1）認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- （2）認知症の方とその家族を支えるネットワークと支援体制の強化
- （3）認知症の方とその家族の意向の尊重

【認知症施策の主な取り組みの方向性】

(1) 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発

市民を対象に、認知症への正しい理解を推進するとともに、認知症が疑われる症状がある場合には、適切かつ早期に対応するための知識の普及に努めます。

計画の内容	平成 28 年度の主な実績	第 7 期計画 (案)
認知症地域支援推進員の配置 認知症施策の推進役を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、医療と介護等の連携づくりを推進します。	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症を支えるネットワークづくりと啓発活動を行う。 ● 認知症サポーターの養成 53 回 2,511 人 佐倉市サポーター数累計 16,676 人	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症を支えるネットワークづくりと認知症に対する啓発活動を行う。 認知症サポーター養成講座の継続。
広報、リーフレット等による啓発 本人又は家族が、認知症の症状に早く気が付き、医療介護の専門職への適切な相談ができるよう、広報活動を行います。	● 認知症サポーターステップアップ講座の開催 2 回 191 人 ● 認知症に関するリーフレットの作成	認知症サポーターステップアップ講座の充実。 広報、リーフレットによる認知症の理解推進。
認知症サポーターの養成 認知症に関する正しい知識や接し方等を学び、認知症の方とその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成します。 また、平成 37 年度までに 3 万人の養成を目指します。	● 生活支援コーディネーターと連携して、認知症の本人と家族が利用できる地域資源を把握。	
物忘れ相談 物忘れや認知症についての不安がある方及びその家族を対象に、認知症の予防や早期対応に向けた資源の紹介や情報提供を行うとともに、専門医等による相談を実施します。	● 実施回数：9 回 ● 相談件数：27 件 ● 相談結果：受診勧奨 7 件 経過観察 19 件	物忘れ相談の継続。

(2) 認知症の方とその家族を支えるネットワークと支援体制の強化

認知症の方と家族が、住み慣れた地域での安心した暮らしが継続できるように、対応の遅れを防ぐとともに、支援する関係者間のネットワークと地域支援体制の充実を図ります。

計画の内容	平成 28 年度の主な実績	第 7 期計画 (案)
〔再掲〕 認知症地域支援推進員の配置		
認知症初期集中支援チームの設置 認知症の方と家族の意向を尊重しながら、早期受診・早期対応に向けた支援を行う専門職からなるチーム「認知症初期集中支援チーム」を日常生活圏域単位に編成します。	平成 28 年 10 月から地域包括支援センターと認知症サポート医からなる「認知症初期集中支援チーム」を 5 か所設置。 対象者数：30 人 延べ訪問回数：120 回 チーム員会議：23 回 サポート医同行訪問：2 回	認知症初期集中支援チームを継続して設置。

計画の内容	平成 28 年度の主な実績	第 7 期計画（案）
認知症カフェの開設 認知症の方と家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」を開設し、認知症の人を支えるつながり、認知症の方の家族の介護負担の軽減を図ります。	日常生活圏域の各 1 か所（計 5 か所）に、認知症カフェを開設。 開催回数： 59 回 参加者実数：当事者 107 人 延参加者数：1,344 人 相談件数：29 件	各日常生活圏域に 1 か所以上、カフェを開設し、介護者間の交流と専門職による相談体制の充実を図ります。
家族介護支援事業（介護者教室・介護者のつどい） 介護方法の紹介・指導及び要介護者を現に介護する者等への支援を行い、介護者の負担の軽減を図ります。	教室 開催回数：10 回 参加人数：186 人 つどい 開催回数：40 回 参加人数：385 人	介護方法の紹介・指導及び要介護者を現に介護する者等への支援を行い、介護者の負担の軽減を図ります。
多職種連携研修の開催 多職種で認知症の方と家族を支えるためのネットワークづくりを推進するための研修を開催し、認知症ケアの向上を図ります。	テーマ：佐倉市の認知症施策の説明、認知症の人のパーソン・センタードケア 12 月 4 日（日） 14～17 時 受講者数：55 人	認知症の方と家族を支える多職種が連携し、認知症ケアの向上を図るための研修を継続。
認知症連携のための「さくらパス」の活用促進 認知症の人と家族を支える多職種が連携し情報を共有するため、認知症連携パス「さくらパス」の活用を促進します。	地域包括支援センターから医療機関への情報提供、認知症初期集中支援チームが行う医療連携、物忘れ相談等において活用。	認知症連携のための標準ツールとして、活用を推進します。
認知症高齢者声かけ訓練の実施 認知症の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り支援体制を整えるため、認知症高齢者に対する声のかけかた訓練を開催します。	認知症高齢者声かけ訓練を開催しました。 開催回数：1 回 開催地域：上志津原 参加人数：56 人	認知症高齢者声かけ訓練を地域単位で開催できるよう、まちづくり協議会等と取り組みます。
高齢者の虐待防止と見守りネットワーク 高齢者への虐待や異変を一刻も早く発見し、支援するためのネットワークを強化します。	虐待通報件数：59 件 虐待認定件数：22 件 見守りネットワーク登録事業所数：39 事業所	高齢者への虐待や異変を一刻も早く発見し、支援するためのネットワークを強化します。
2 市 1 町 SOS ネットワーク 佐倉市、八街市、酒々井町、警察署、防犯組合連合会、消防組合による連絡協議会を組織し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に F A X や防災無線等を利用して、捜索への協力を呼びかけます。 G P S を利用した位置情報検索システムの端末購入費用の助成、行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を市に事前に届出てもらい、身元確認のできる「SOS ステッカー」を交付します。	（佐倉市民・高齢者のみ） 捜索回数：29 回 実捜索数：28 人 GPS 初期費用助成：0 件 ステッカー交付延べ数：119 人 事前届出数：100 人	認知症高齢者の行方不明の対策と早期に保護する仕組みを推進します。
介護マークの交付 介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただくための、介護マークを交付します。	交付件数：12 件	介護マークの周知を図り、介護者に対しての周囲への理解を進めます。

(3) 認知症の方とその家族の意向の尊重

認知症の方とその家族の意思を尊重しながら、継続的で一体的な支援を推進します。

計画の内容	平成 28 年度の主な実績	第 7 期計画 (案)
認知症初期集中支援チームの設置〔再掲〕		
高齢者の虐待防止と見守りネットワーク〔再掲〕		
認知症カフェの開設〔再掲〕		
成年後見制度利用支援 佐倉市成年後見支援センターほか、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談に応じ、手続きを支援します。	相談件数 地域包括支援センター33件 成年後見支援センター261件	地域包括支援センター及び成年後見支援センターにおいて成年後見制度に関する相談支援を行います。
成年後見制度（市長申立て）支援 成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対し、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。	成年後見制度（市長申立て） 実績：7人	市長申立ての支援を行います。

○千葉県交通白書より

(1) 75 歳以上の免許保有者は、今後も増加の見込み。

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
75歳以上	146,420	161,303	174,383	189,165	207,061

(2) 75 歳以上の者が免許証の更新をする際に受検する認知機能検査で、第 1 分類（認知症のおそれ）と判定された者は、県内で年間 2,200 人（3%程度）出現している。

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
第1分類	-	-	1,671	2,061	2,184
(率)	-	-	(2.7%)	(3.4%)	(3.0%)
第2分類	-	-	15,561	18,435	21,398
第3分類	-	-	44,591	40,511	50,366
計	-	-	61,823	61,007	73,948

第 1 分類…記憶・判断力が低くなっている。

第 2 分類…記憶・判断力が少し低くなっている。

第 3 分類…記憶・判断力に心配はない。

○年齢層別運転免許保有率（平成 28 年度交通安全白書より）

全国	男性	女性
75～79歳	71.2%	22.8%
80歳以上	45.6%	5.5%

※推計：佐倉市の 75 歳以上運転免許保有者数 約 1 万人

うち第 1 分類となる者を 3%として推計・・・毎年 300 人程度（月 25 人）診断書提出命令

課 題 1：診断書提出命令を受ける高齢者が増加すると、一部の専門医やかかりつけ医に診断書作成の負担がかかるのではないか。

課 題 2：運転に危険が予想される高齢者には、診断書による免許取消しとなる前の「自主返納」を促す必要があるのではないか。

運転免許の自主返納とは？

「運転に自信がなくなった」「家族から心配と言われた」などの理由で、本人が自らの意思で、有効期限の残っている運転免許証を返納するのが「運転免許の自主返納」です。

運転経歴証明書とは？

- 自主返納から5年以内であれば、本人の申請により、「**運転経歴証明書**」の交付を受けることができます。
- **運転経歴証明書**は、公的な身分証明書として利用できるほか、提示することで、路線バスの運賃やレジャー施設入場の割引などの優遇措置〔千葉県警等のホームページ参照〕が受けられます。

※交付手数料として
1,000円
かかります。



「**運転経歴証明書**」が交付されるのは、有効な免許証を自主的に返納した場合です。違反行為や認知症などによる運転免許取消処分の場合は交付されません。

注目

平成29年3月12日

改正道路交通法スタート

1. 75歳以上の高齢者が3年に1度の免許証の更新の時だけ受ける「**認知機能検査**」について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに受けることとなります。

一定の違反行為の例

- 信号無視
- 通行区分違反
- 一時不停止 等

2. 臨時の認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響されるおそれがあると判断された高齢者は、「**臨時高齢者講習**」（個別指導と実車指導）を受けなければなりません。
3. 認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方または、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることとなります。

※医師の診断の結果、認知症と診断された場合は、**運転免許の取り消し**等の対象となります。

佐倉市の高齢ドライバーの皆様へ
運転に不安を感じることはありませんか？

ハッと

ヒヤリ

うっかり

案

**運転免許の自主返納を
考えましょう**

佐倉市役所

道路維持課 (484) 6130
高齢者福祉課 (484) 6343

運転適性のチェック

3つ以上の項目にチェックが入る人は注意しましょう！！

<input type="checkbox"/>	車のキーや免許証などを探し回ることが増えた
<input type="checkbox"/>	曲がる際にウinkerを出し忘れることが増えた
<input type="checkbox"/>	何度も行っている場所への道順がすぐに思い出せないことが増えた
<input type="checkbox"/>	車庫入れで壁やフェンスに車体をこすることが増えた
<input type="checkbox"/>	駐車場所のラインや、枠内に合わせて車を止めることが難しくなった
<input type="checkbox"/>	急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど運転が荒くなった（と言われる）
<input type="checkbox"/>	車の汚れが気にならず、あまり洗車をしなくなった
<input type="checkbox"/>	洗車道具などをきれいに整理しなくなった
<input type="checkbox"/>	好きだったドライブに行く回数が減った
<input type="checkbox"/>	同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった



日本認知症予防学会理事長、鳥取大学医学部教授
 特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事 浦上 克哉 監修
 特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会「運転時認知障害早期発見チェックリスト」から

相談先について

運転の適性について	千葉運転免許センター (274) 2000
免許の自主返納について	千葉運転免許センター (274) 2000 佐倉警察署 (484) 0110
物忘れ・認知症について	高齢者福祉課 (484) 6343 お近くの地域包括支援センター

地域包括支援センター

志津北部地域	(462) 9531
志津南部地域	(460) 7700
臼井・千代田地域	(488) 3731
佐倉地域	(488) 5151
南部地域	(483) 5520

自動車の運転は、視力、聴力、認知力、判断力、反射神経、筋力などさまざまな能力を同時に必要とする複雑な作業です。加齢とともにこれらの能力は自然と衰え、運転の技術も低下します。

しかし、安全運転に気をつけていても、ハンドルやペダル、機器の操作にうっかりミスが増えたり、行きつけの場所への道順を忘れてしまったりすることなどが立て続けに起こるようになると、軽度認知障害や認知症も考えられます。

事故を起こさないためにも、運転免許の自主返納を考えておきましょう。